

令和2年度の職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等の公表について

職員の職務に係る倫理の保持に関する条例第9条の規定により、知事が、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について、任命権者からの報告に基づき、その概要を公表することとされている件については、次のとおりです。

※ なお、本件の公表において、「倫理条例」とは「職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号）」、「倫理規則」とは「職員の職務に係る倫理の保持に関する規則（平成13年岩手県規則第117号）」のことであります。

1 職員の職務に係る倫理の保持に関する状況

(1) 贈与等報告書の提出件数

令和2年度における提出件数は146件で、このうち1件につき2万円を超え閲覧対象となるものは107件です。

	金銭、物品その他の財産上の利益の供与		供応接待		報酬の支払		合計	
	件数	左のうち 閲覧対象	件数	左のうち 閲覧対象	件数	左のうち 閲覧対象	件数	左のうち 閲覧対象
知事部局	0	0	0	0	13	8	13	8
医療局	0	0	0	0	99	76	99	76
企業局	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	34	23	0	0	0	0	34	23
労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	34	23	0	0	112	84	146	107

管理職員が、事業者等から金品、物品等の贈与を受けた場合、供応接待を受けた場合又は報酬の支払を受けた場合において、それぞれ1件につき5万円を超えるものについては、贈与等報告書を任命権者に提出することとされています。これらのうち、1件につき2万円を超えるものについては、閲覧の対象になります（倫理条例第2条第1項第3号、第5条、第6条第2項、倫理規則第8条）。

(2) 利害関係者との飲食又はゴルフの届出件数

令和2年度における届出件数は、飲食が42件、ゴルフが13件です。

	飲食	ゴルフ	合計
知事部局	38	0	38
医療局	0	0	0
企業局	4	13	17
議会事務局	0	0	0
教育委員会事務局	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0
警察本部	0	0	0
労働委員会事務局	0	0	0
収用委員会事務局	0	0	0
海区漁業調整委員会事務局	0	0	0
合計	42	13	55

職員が、夜間に利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をするとき（倫理規則で規定する例外の場合を除く。）、又は利害関係者と共に自己の費用を負担してゴルフをするときは、あらかじめ倫理監督職員に届け出ることとされています（倫理規則第4条第2項第7号、第8号）。

(3) 講演等の承認申請及び承認の件数

令和2年度における承認申請及び承認の件数は、いずれも433件です。

	申請	承認
知事部局	6	6
医療局	427	427
企業局	0	0
議会事務局	0	0
教育委員会事務局	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0
人事委員会事務局	0	0
監査委員事務局	0	0
警察本部	0	0
労働委員会事務局	0	0
収用委員会事務局	0	0
海区漁業調整委員会事務局	0	0
合計	433	433

職員が、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行おうとする場合は、あらかじめ倫理監督職員の承認を得ることとされています（倫理規則第6条第1項）。

(4) 懲戒処分等の状況

令和2年度において、倫理条例及び倫理規則違反に係る懲戒処分事案はありません。

2 職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策

- ・ 公務員倫理に関する研修の実施
- ・ 綱紀保持に関する通知等による職員の意識の喚起
- ・ コンプライアンス推進体制の構築
- ・ 職員向けコンプライアンスマニュアルの活用
- ・ 公益通報制度の確立

※ 本資料に関する具体的な内容の問い合わせにつきましては、任命権者毎の対応になりますので、下記をお願いします。

知事部局関係	総務部人事課	内線 5072
医療局関係	職員課	内線 6861
企業局関係	経営総務室	内線 6377
議会事務局関係	総務課	内線 6006
教育委員会事務局関係	教職員課	内線 6122
人事委員会事務局関係	職員課	内線 6236
監査委員事務局関係	監査第一課	内線 6251
警察本部関係	警務部警務課	外線 019-653-0110（代表）